

## 第 2 1 回 軽米町議会定例会

令和 8 年 2 月 2 5 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和 8 年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和 8 年度教育行政方針演述
- 日程第 5 同意案第 1 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 7 年度軽米町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2 号 軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 号 公の施設 (八戸市自家用有償バス) の区域外設置及び軽米町民の利用に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 0 議案第 4 号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 5 号 軽米町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 1 2 議案第 6 号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例
- 日程第 1 3 議案第 7 号 令和 7 年度軽米町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 1 4 議案第 8 号 令和 7 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 5 議案第 9 号 令和 7 年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 令和 7 年度軽米町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 令和 8 年度軽米町一般会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 令和 8 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 令和 8 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 令和 8 年度軽米町水道事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 令和 8 年度軽米町下水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課長	日山一則君
政策推進課長	野中孝博君
政策推進課主幹	鶴飼義信君
会計管理者兼税務会計課長	寺地隆之君
税務会計課主幹	於本博之君
町民生活課長	輪達ひろか君
健康福祉課長	竹澤泰司君
健康福祉課主幹	日向安子君
産業振興課長	輪達隆志君
地域整備課長	神久保恵蔵君
水道事業所長	神久保恵蔵君
教育委員会教育長	久保智克君
教育委員会事務局教育次長	古舘寿徳君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	笹山結実男君
農業委員会事務局長	輪達隆志君
監査委員	日山充君
監査委員事務局長	関向孝行君

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主任	竹林亜里君

議 会 事 務 局 主 事 補

向 屋 敷 苺 君

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第21回軽米町議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
本日付で町長から同意案1件、諮問1件、議案15件及び各課の事務報告書の提出がありました。  
次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、田中祐典君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君、江刺家静子君の6名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。  
監査委員から、令和7年11月分から令和8年1月分までに係る現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。  
また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。  
本定例会の会期については、2月18日午前9時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月11日までの15日間とし、同意案1件と諮問1件については本日、本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第15号までの15件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。  
また、議会運営委員会の協議において、本で行われる町長の令和8年度施政方針演述と教育長の令和8年度教育行政方針演述につきまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、明日2月26日正午までに通告願います。  
本定例会の日程及び議案の付託区分表は配布してございますので、朗読を省略します。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第1

19条の規定によって、議長において10番、細谷地多門君、11番、本田秀一君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月11日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月11日までの15日間に決定しました。

---

◎町長の令和8年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和8年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日、ここに令和8年3月定例会が開会されるに当たりまして、令和8年度の町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

6期目の最終年を迎えるに当たり、これまでの歩みを確かな結実へと導き、まちの将来像である「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」の実現に向けて、一步一步着実に各種施策を推進してまいります。

議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって引き続き全力を挙げて町政運営に取り組んでいく所存でありますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年度は、軽米町総合発展計画・後期基本計画をはじめ、第3期軽米町人口ビジョン・総合戦略、軽米町過疎地域持続的発展計画などの各種計画のスタートの年でもあります。

計画の策定に当たっては、各施策のこれまでの取組状況等を踏まえ、軽米町を将来につなげていくため、高校生、若者、各分野の団体の方々など、多くの町民との意見交換の場を設け、それぞれの計画の審議会等の委員の皆様からも意見をいただき策定したものとなっており、これらの計画を、まちづくりの基本とし各種施策を進めてまいります。

さて、町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化や人口減少が急速に進み、特に生産年齢人口の減少は労働力不足を引き起こし、地域経済の活力の低下を招いております。また、依然として続く物価高騰・資材高騰により、経済情勢につきましても町

民の生活や企業活動など多方面にわたり厳しい状況が長期化しております。

令和8年度一般会計予算の編成につきましては、こうした社会情勢を背景に一層厳しさを増す町の財政環境等を踏まえ、あらゆる手段による歳入確保に努めるほか、各事業の厳格な精査を行い、事業効果の検証、見直しによる歳出削減を図りつつ、重点的に取り組むべき事業への投資を行うことを方針として定め、予算編成に当たったところであります。

予算総額につきましては、人件費等の義務的経費が増となったほか、「若者定住住宅整備事業」や「防災無線操作卓更新事業」などの増により、前年度に比べ、3.0%、2億1,500万円増の72億8,500万円を計上したところであります。

歳入におきましては、主要な自主財源である町税にあっては、固定資産税で3,200万円の減が見込まれる中、町税収入の確保と適正な受益者負担とともに、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めながら、歳出につきましても事務事業の見直しをはじめ、地域活性化や福祉の向上、教育環境の充実等、優先的事業への重点配分に努め、新規事業においては、より有利な財源の確保を図り、予算編成に取り組んだところでありますが、8億224万円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただいたところがございます。今後の財政運営に当たりましては、厳しい財政状況と将来負担の軽減を図るため、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

以下、総合発展計画の政策項目に沿って、令和8年度の主要施策について申し上げます。

初めに、「豊かな自然と美しい景観のまちづくり」について申し上げます。

軽米町の豊かな自然環境の保全につきましては、清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加のクリーンアップデー事業を継続実施し、環境衛生に対する意識の高揚を図るとともに、花いっぱいコンクールを通じて地域団体や学校、企業など町民一体となって、花のあふれる町づくりを推進してまいります。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。

山内地区の「折爪岳風力発電所」は、令和6年から工事が進められておりましたが、令和7年12月に稼働し、これまで順調に推移しております。

また、小軽米地区の（仮称）小軽米風力発電事業につきましては、これまで進めてきた環境影響評価法に基づく環境アセスメントも環境保全の調査・予測・評価の検討段階となっており、今後、岩手県との協議を進めながら事業に着手する予定となっております。

久慈市、九戸村、軽米町にまたがる円子地区の（仮称）岩手久慈風力発電事業につきましては、環境影響評価準備書に向け岩手県との協議を進め、今後、事業計画を確定し工事に着手する予定となっております。

そのほかにも風力発電事業の実施に向けた各種調査、検討を進めている事業者もあることから、地域の理解と自然との調和が図られ、安全安心な発電事業になるよう進めてまいります。

再エネ施設を活用した環境教育につきましては、メガソーラー5施設と風力発電所、鶏ふんバイオマス発電所、ミレットパーク・ソーラー館を活用し、教育委員会や発電事業者と連携を取りながら、学習環境の充実に努めてまいります。

地球温暖化対策及び脱炭素社会の実現に向け、町内で生み出される電気の活用方法等の検討や、再生可能エネルギーの普及について、町民への啓発を図るとともに、電気自動車を購入した方や家庭用太陽光発電設備を整備した方への助成事業として「ゼロカーボン推進事業費補助金」を継続して実施するとともに、冷蔵庫やエアコンなどの省エネルギー家電への買換えを促進するため、「省エネ家電買換促進事業補助金」制度を新たに進めてまいります。

次に「一人一人がいきいき暮らすまちづくり」について申し上げます。

生涯学習の推進につきましては、かるまい文化交流センターを生涯学習の拠点施設として、誰もが利用しやすい運営管理に努め、学習情報の発信や各種講座の開設等に取り組み、学習環境の充実に努めてまいります。

また、町民の交流の場としての活用促進を図るため、各種イベントの開催や団体活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、健康維持や親睦など、変化するスポーツへの価値観を捉え、各競技団体の実情に寄り添いながら、町民の多様なニーズに応じたスポーツプログラムの導入を推進してまいります。

また、町民が日常的にスポーツ活動に親しみながら、健康維持のため運動できるよう町内の各施設の計画的な修繕と機能維持を図ってまいります。

保健対策の充実ににつきましては、特定健診やがん検診において、まだ受診されていない方への働きかけを強化し、病気の早期発見・早期治療につなげてまいります。生活習慣の改善については、本町の課題である高血圧対策に重点を置いた支援を展開してまいります。

こころの健康支援につきましては、国の方針に基づいた、ひきこもり支援体制の整備を図るため、相談窓口を明確化し、関係機関との連携強化を進めてまいります。

高齢者の保健事業につきましては、介護予防と一体的な取組を推進し、低栄養、口腔機能向上等、心身の活力を保つフレイル予防を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、第3期軽米町データヘルス実施計画に基づき、効果的かつ効率的な保険事業を実施し、被保険者の健康と医療費の適正化を推進していくほか、国民健康保険税の確保に努め、国民健康保険財政の適正かつ安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましても、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、様々な機会を通じて住民に対し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに本人や家族への支援に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの大きな柱となる、住民の支え合いの仕組みづくりを進めるため、地域の支え合い活動を推進する協議体「かるまい結っこの会」の運営及び後方支援を行うとともに、地域で行われる住民主体の通いの場の活動と新たな通いの場づくりの支援を継続してまいります。

障がい者福祉につきましては、「軽米町障害者福祉計画」に基づき、障がいのある方が、その人らしく自立した生活を送れるよう、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。

次に「子育て環境日本一を目指すまちづくり」について申し上げます。

子育て支援環境の充実につきましては、全ての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に、妊娠期から出産・育児までを一貫してサポートする拠点として、「こども家庭センター」の設置を目指してまいります。

保健師や助産師などの専門職が、心身の悩みに対応し、一人一人のニーズに即した、きめ細やかな支援を行うサポート体制の構築を図ってまいります。

また、子育ての各ステージで生じる経済的な不安を解消するため、妊娠届出時と妊娠後期の面談に合わせ、合計10万円の支給のほか、1歳未満の乳児を育てる世帯への「おむつ代助成」を継続してまいります。

保育料につきましても継続して完全無償化を行うとともに、新たな支援として、小学校入学時に4万円、中学校入学時に5万円の祝い金を支給し、出費の重なる入学時期の家庭を応援いたします。

新たに令和8年度から全国一斉に開始される「こども誰でも通園制度」につきましては、4月より「花のまち軽米こども園」で実施してまいります。

親子交流の場である「ピヨピヨ広場」や、放課後の安心を守る「軽米児童クラブ」につきましても、内容を充実させ、地域全体で子どもを見守る体制を維持してまいります。

教育の充実につきましては、学力向上支援員、特別支援教育支援員を全小中学校に継続して配置し、子どもたちの個々の状況に応じたきめ細やかな指導により学力向上に努めてまいります。

教育環境につきましては、GIGAスクール構想に伴う1人1台のタブレットの更新と利活用を進め、充実した教育環境の下で授業づくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、令和8年度より小学校の給食費について、国及び県に

よる負担軽減の補助制度が開始されますが、中学校の給食費につきましても引き続き町支援による無償化を継続し、安全安心な給食の提供を行うことで、子どもたちの心身の成長を支えてまいります。

県立軽米高等学校につきましても、1学年2クラスの維持に向けて働きかけを行ってきたところでありますが、本年4月から1学年1クラスと1学級減になる見通しとなりました。誠に遺憾ではございますが、これまで町が支援してまいりました「軽米高校教育振興会支援事業」について、副食給食費を全額助成に拡充し、新たにタブレットの購入助成を盛り込み、今後も町唯一の高校として存続を図るため、町内外からの入学者の確保を目指すとともに魅力ある学校づくりを支援してまいります。

次に「資源を活かした地域産業のまちづくり」について申し上げます。

軽米町商工会が中心となり推進している「かるまいブランド」は、認証制度の開始から14年目を迎え、現在30品目の商品が認定されており、町の知名度をさらに高めるため、引き続き関係機関との連携をより緊密にし、現代のニーズを捉えた新商品開発に努めてまいります。

6次産業化につきましては、軽米町商品開発等促進事業を活用した商品開発、販路開拓、PR活動を推進するとともに、ホームページやSNSを活用した販売や情報発信の強化等により、知名度の向上と販路拡大に引き続き努めてまいります。

農業の振興につきましては、農業従事者の減少や遊休農地の増加が進行しており、極めて厳しい状況にあります。そのため国や県の事業に加え、町独自の支援事業を効果的に組み合わせ、次世代を担う人材の確保と育成に努めるとともに、地域計画に基づき、意欲ある担い手への農地集積・集約化を加速させ、効率的で安定した農業経営を行える環境づくりを支援してまいります。

また、町の実情に即した特定地域づくり事業協同組合の活用の在り方について、調査・検討を進め、地域おこし協力隊制度の活用や移住・定住施策との連携した取組についても継続してまいります。

日本型直接支払制度につきましては、引き続き地域一体となった農用地保全活動、農業生産活動とともに、環境への負荷低減を目指した農業生産に係る取組に対し支援してまいります。

園芸、工芸作物及び雑穀等につきましては、生産者及び関係機関等との連携を図りながら、産地力の強化を図る取組を推進するとともに、環境負荷低減を図るため、生分解性資材普及拡大事業を継続実施し、農作業分野における廃プラスチックの排出抑制とともに農作業の労力省力化を支援してまいります。

主食用米につきましては、一昨年の「令和の米騒動」による全国的な米不足を受け、米の価格はかつてない高値となっております。

この流れを受け、令和8年度も飼料用米から主食用米へ作付を切り替える動きが続くと見込まれております。令和8年度におきましても、県で設定した地域の生産目安を参考に、需要に見合った計画的な生産を支援するとともに、水田を生かした飼料用米などの転作もバランスよく進め、農家の皆様の所得向上をしっかりと後押ししてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、近年ニホンジカやイノシシによる被害が増加しており、鳥獣被害対策実施隊の皆様の献身的な活動により、捕獲頭数を増やして対応しております。今後も次世代を担う狩猟者の確保と狩猟免許の取得を推進し、捕獲体制の充実を図るとともに田畑への侵入を未然に防ぐ電気柵等の設置費用を助成するなど、農産物を守る総合的な対策を推進してまいります。

また、全国的に猛威を振るうツキノワグマ対策にも万全を期すため、昨年創設された緊急銃猟制度が、有事に際し迅速かつ安全に機能するよう、対応マニュアルを策定したところであり、関係機関との連携を図るとともに、新たに大型ドラム式箱わなを整備し捕獲力を高め、町民の皆様の命と暮らしを守ってまいります。

畜産振興につきましては、物価高の影響による消費者の節約志向などにより、牛肉価格が低迷している状況にあることから、肉用牛肥育農家の経営基盤をより強化するため、引き続き肥育素牛の地域内保留に係る経費の一部を支援してまいります。

林業振興につきましては、森林の適切な管理をさらに推進するため、国や県の森林整備事業と町の補助事業を合わせて、造林や除伐、保育間伐などの民有林整備に取り組んでまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「森林経営管理制度」につきましても、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会及び関連団体が実施する各種事業に対して財政的支援を継続するとともに、町内商工業者の経営基盤を強化するため、国・県などの助成制度や町融資あっせん制度等の金融支援を推進してまいります。

次に「多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり」について申し上げます。

かるまい文化交流センターは、令和5年12月の開館以来、本町の文化・交流の拠点として着実に歩みを進め、町内外から多くの喜びの声をいただいております。

今後もより多くの方々に楽しんでいただけるイベントの開催を行うとともに、町民や民間事業者の皆様が「主役」となり、自由な発想で多目的ホールやその他の施設を活用できる仕組みをさらに進め、町のにぎわい創出と多様な世代の交流を推進してまいります。

観光産業の推進につきましては、多様化する旅行ニーズを的確に捉え、「森と水とチューリップフェスティバル」などの主要イベントを、時代に合わせた創意工夫

によりさらに磨き上げ、交流人口のさらなる拡大に努めてまいります。

また、折爪岳の雄大な自然公園や幻想的なヒメボタルの光を活用した広域連携による観光PRなど、二戸広域や北いわてエリア全体との連携を深めることで、広域観光の拠点としての魅力を高めてまいります。SNSやデジタル広告、さらには公共放送や新聞広告といった従来からの媒体も効果的に活用して、あらゆる世代のターゲットに向けた情報発信を強化し、町のイメージアップと多様な交流の創出に取り組んでまいります。

移住・定住事業の推進につきましては、若者の移住・定住のための、住宅整備、宅地分譲等の環境整備を引き続き進めてまいります。

萩田地区の旧青少年ホーム跡地については、造成工事も本年3月で終了見込みとなっており、令和8年度は若者向け住宅2棟の整備に着手し、令和9年度から入居できるよう進めてまいります。

また、役場庁舎近くの旧新町住宅跡地、旧軽米高校寄宿舍跡地等については、令和7年度に調査業務を進めており、その結果を踏まえ、今後移住、定住者向けの用地として活用できるよう進めてまいります。

移住希望者への支援といたしましては、移住コーディネーター4名を配置し、移住相談、移住希望者のきめ細やかな支援を行うとともに、「移住支援金」、「若者・移住者空き家住宅取得事業費補助金」などの助成制度により、受入環境の充実を図ってまいります。また、岩手県及び二戸広域連携による首都圏等での移住イベントへの参加や、移住体験補助金を活用した移住検討者の積極的な受入れにより、移住・定住の推進に努めてまいります。

あわせて、地域おこし協力隊、地域活性化起業人制度やふるさと納税を活用した交流人口、関係人口の拡大に努めてまいります。

次に「共に支え合う安心・安全なまちづくり」について申し上げます。

岩手県内の令和7年の交通事故発生件数並びに死亡者ともに前年より増加している状況であり、より一層の対策が求められております。引き続き交通事故のない明るい地域社会を築くため、飲酒運転撲滅運動、歩行者、運転者に対する交通事故防止の啓発活動の一層の推進に努めてまいります。

公共交通につきましては、運行事業者の人手不足等により、町内を運行する3路線が令和8年3月末で運行を取りやめる状況となり、町民の皆様にはご心配をおかけしましたが、令和8年4月からは代替運行を行い、住民の交通手段を確保してまいります。

こうした状況にあることから、持続可能な交通体系の構築に向けて、令和8年度は、これまでの利用状況や住民アンケートの調査等を踏まえ、町の実情に合った公共交通計画の策定を進めてまいります。

消防・防災体制の充実につきましては、全国的に頻繁化・激甚化する地震や風水害から町民の皆様の尊い生命と財産を守り抜くため、地域防災計画の見直しを進め、消防関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策を推進してまいります。

消防団に対しましては、運営交付金等による支援を継続するとともに、小型動力ポンプ更新と団員の安全を支える消防団安全靴の更新を進めてまいります。

また、自主防災組織の結成と活動を支援し、地域防災のリーダーとなる防災士の資格取得支援を継続して行ってまいります。

道路整備事業につきましては、継続事業である町道参勤街道線ほか6路線の整備を促進するとともに、新たに道路ののり面防護対策1路線、地域に密着した生活道路2路線の整備を計画しており、安全で快適な道路環境の構築を図ってまいります。

既存の道路、橋梁及び河川などの施設につきましては、安全で安心な生活環境を確保するため、老朽化した施設の修繕を計画的に進めながら適正な維持管理に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、広域農道長倉大橋ほか2橋の補修設計、町道サービスエリア新井田線山内新橋の補修工事を実施して、施設の長寿命化を図ってまいります。

住環境整備につきましては、令和7年度に見直した「軽米町営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理に努めてまいります。また、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業を継続して実施してまいります。

公共下水道事業は、引き続き処理区域内における下水道の普及促進に努めるとともに、施設の維持管理に努め、公共用水域の自然環境の保全と生活環境の向上を図ってまいります。

水道事業につきましては、安全な水の安定供給と水道施設の適正な維持管理を継続し、老朽化した管路及び機器の計画的な更新を進め、効率的な事業運営に取り組んでまいります。

次に、社会変化に対応した行財政運営につきましては、長期の財政見通しにより健全な財政運営に努めてまいります。

行政DXにつきましては、各基幹システムの標準化・共通化により整備された新システムの最適化と定着を図るとともに、庁内事務の効率化と行政手続のオンライン化の拡大などに取り組み、町民の利便性向上に努めてまいります。

情報発信につきましては、広報紙、かるまいテレビ、ホームページ、行政無線放送、告知端末、SNSなど様々な媒体を総合的に活用するとともに、魅力発信を任務とする地域おこし協力隊との連携、ふるさと大使からも協力をいただきながら取組を進めてまいります。特にSNSにつきましては、幅広く、リアルタイムで情

報を届ける手段として有効であり、若い世代にとっても身近で利用率が高く、効果的な情報発信が期待できることから、引き続き取組を強化してまいります。

以上を持ちまして、令和8年度の施政方針とさせていただきます。

本定例議会には、人事同意案1件、人権擁護委員の推薦に関する諮問1件、専決処分の承認に関する議案1件、過疎地域持続的発展計画の策定に関する議案1件、公の施設の区域外設置及び軽米町民の利用に関する議案1件、条例の制定、一部改正及び廃止に関する議案3件、一般会計ほか補正予算に関する議案4件、令和8年度一般会計ほか、当初予算に関する議案5件の合わせて17件の議案を提出させていただきます。

議員各位におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで施政方針演述が終わりました。

---

◎教育長の令和8年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和8年度教育行政方針演述を行います。

教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 日頃より軽米町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など多くの皆様のご努力とお力添えにより、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてまいりましたことに深く感謝申し上げます。

本日、ここに軽米町議会3月定例会が開催されるに当たり、令和8年度の教育行政推進の大要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

令和7年度は、どの学校におきましても学校教育目標の具現化に向けて、落ち着いた中で学習活動に取り組んでおり、その成果の一端は、各小中学校が昨年秋に開催しました文化祭や学習発表会での児童生徒の姿として、保護者、ご家族の皆様、地域の皆様に感動とともにご覧いただきました。

スポーツでは、昨年9月に行われた二戸地区小学校陸上競技大会において、軽米小学校6年男子児童が走り高跳びで1メートル46センチメートルの大会新記録で第1位。同じく小軽米小学校6年女子が走り高跳びで第1位に輝きました。

また、軽米中学校女子バレーボール部は、昨年6月の県中総体、そして11月の県新人戦において、見事優勝を勝ち取っております。そのほか、児童生徒のスポーツ少年団等の活動においても、地道な練習が実を結び、各大会において優秀な成績を収めております。

岩手県立軽米高等学校の支援につきましては、令和8年度から1学級が減じられることに対し、入学者の確保など軽米高校が地域校として存続していくために、かつ生徒のよりよい教育環境をつくっていくために、町長部局と連携しながら様々な取組を行ってまいりました。引き続き軽米高校の支援に取り組んでまいります。

生涯学習・社会教育事業につきましては、今年度、音更町との姉妹締結40周年の節目の年に当たり、恒例の「子ども会リーダー音更町視察研修」をはじめ、小学生バレーボール交流会、視察研修OB・OG交流会、資料館合同企画展などを実施し、改めて両町交流の絆とその価値を多くの方々に感じていただいたところであります。

各種事業の実施に当たっては、協働参画の観点に立ち、関係する皆様のご意見を伺いながら自治公民館活動や町民講座、寿大学やスポーツ事業等を推進してまいりました。

また、かるまい文化交流センター「宇漢米館」を事業推進と情報発信の拠点として活用しながら、円滑な事業の推進を図ってきたところであります。

令和8年度の教育行政の推進につきましては、国や岩手県の動向を十分に踏まえ、また、「軽米町教育振興基本計画」に基づき、「共に未来を切り開くための生きる力」と生涯学習のまちづくりをさらに充実・発展させるために、「生涯学習」「学校教育」「生涯スポーツ」「文化の創造」の4つの分野ごとに施策の具体的な取組を進めてまいります。

それでは、4つの分野ごとに、令和8年度の教育施策の重点事項につきまして申し述べます。

初めに、生涯学習の推進についてであります。

このことについては、一人一人が生きがいとやりがいを持てる機会の創出と自主的・主体的な学習活動を支援するために次の5つの項目に重点を置いて取り組んでまいります。

1つ目は、生涯学習推進体制の充実についてであります。

生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し各種事業の円滑な推進に努め、引き続き「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。

各種活動やイベント等の学習情報は、関係機関・団体の事業、行事等の調整を図り、町全体の活動を体系的に表記した生涯学習カレンダーを作成し、全戸配布するほか、広報紙やかるまいテレビ等を使って、計画的できめ細やかな提供に努めてまいります。

また、かるまい文化交流センターは、開館以来、快適な活動の場所として、また、利用者の交流の場としてにぎわいが続いております。引き続きイベントの企画・運

営を行うとともに、同センターを活用した各団体の活動を支援し活性化を図ってまいります。

2つ目は、家庭と地域の教育力向上の推進についてであります。

健やかな成長を育む家庭教育の支援として、家庭教育学級や各種講座の充実を図り、発達段階に応じた学習機会を提供するとともに、併せて保健・医療・福祉等の関係団体と連携、協力し、相談体制の整備や交流の場を提供してまいります。

3つ目は、青少年の健全育成についてであります。

音更町相互訪問研修や子ども会リーダー研修会など体験的な活動を継続し、地域を見詰める機会や仲間づくりを通し、リーダー性や社会性を育てまいります。

また、教育振興運動を計画的に展開する中で、地域と学校、行政が連携・協働し、家庭学習や情報メディアとの上手な付き合い方等、教育課題の解決に取り組むなど、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを推進します。

4つ目は、社会教育環境の整備・充実についてであります。

各種コミュニティ組織の活動を充実させるため、拠点となる自治公民館の支援を継続して取り組みます。

町立図書館につきましては、利用者が増加しております。今後も蔵書と図書館機能の充実を図り、利用者サービスの向上に努めるとともに、軽米町教育施設運営会を中心に、ボランティアのご協力をいただきながら、「かるまい朗読会」など各種事業を展開し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

5つ目は、生涯にわたる学習活動の支援についてであります。

「絵手紙教室」や「太鼓教室」、「演劇教室」といった町民講座の開催や、学びの成果を生かす機会の「生涯学習フェスティバル」、高齢者教室の「寿大学」等を継続し、学習意欲の高揚と健康増進を支援してまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

このことについては、児童生徒が自分らしく生き生きと学び、夢を育み、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、共によりよい社会を切り開く「生きる力」を育てるために、次の4つの項目に重点をおいて取り組んでまいります。

1つ目は、「確かな学力の育成」についてであります。

令和8年度におきましては、これまでの計画を焦点化し実効性を高めた「軽米の子新かがやき夢プラン」を新たに策定し、児童生徒の学力の育成に取り組んでまいります。

「新かがやき夢プラン」では、主体的・対話的で深い学びを推進する「教科経営」と望ましい集団づくりを育む「学級経営」。総合的な学習など知識の活用や思考の応用・発展を図る「教科横断的な活動」。これら学力の育成に欠かすことのできな

い教育活動の、より円滑な推進と相互の連携を図ってまいります。

また、その実践化を推進するために、新たに、主体的、対話的で深い学びの推進やICTの効果的な活用等を盛り込んだ授業モデルとしての「学びの軽米モデル」を構築し、指導方法の一層の改善を促すことで、「自らの人生をかじ取りすることができる、民主的で持続可能な社会のつくり手となる資質・能力」を育成してまいります。

2つ目は、「生徒指導の充実」についてであります。

学校不適応や不登校の未然防止や早期発見・早期対応に向け、組織的な取組を推進するとともに、「軽米町いじめ防止等のための基本的な方針」並びに各校の「いじめ防止対策基本方針」の趣旨を踏まえ、いじめ防止の取組を計画的かつ確実に推進してまいります。

また、福祉担当課やスクールソーシャルワーカー等と連携したケース会議の開催や、必要に応じて病院や児童相談所、教育支援センター等の関係機関との連携を図り、学校復帰への支援を行ってまいります。

3つ目は、「健やかな体を育む教育」についてであります。

軽米町学校保健会や軽米町学校給食センター職員と協力し、健康と食育に関する学習を推進するとともに、運動の習慣化を図り、自らの健康は自ら守る子どもの育成に努めてまいります。

4つ目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

福祉担当課や医療機関、また4月に新たに二戸市に開校いたします「北星支援学校」等との連携を図り、「軽米町教育支援委員会」を年3回計画的に開催し、より望ましい就学の在り方や適切な教育支援について取り組んでまいります。さらに、各学校へ特別支援教育支援員を配置し、個に応じたきめ細やかな指導に努めてまいります。

以上の4つの重点とともに、児童生徒を取り巻く環境を整備するため、さらに次の3つのことに取り組んでまいります。

1つ目は、「学校部活動の地域展開」についてであります。

このことについて、昨年12月下旬に国から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が公表されました。岩手県では、これを受けて、新年度4月から方針検討会議を重ね、8月以降に県としての新たな方針を策定することとしております。

軽米町にあってはこれらの動向を注視しながら、学校部活動の地域展開を具体化するためには、どのような仕組みづくりが必要なのか、どんな地域展開の類型があり、メリットやデメリットは何なのか。また、子どもたちや保護者にとって魅力ある活動、そして持続可能な活動にするためには何が必要なのかなど、今後の課題を

整理し、解決のための調査研究を進めてまいります。

2つ目は、「軽米高校魅力化支援」についてであります。軽米高校が行う習熟度別学習やコース別学習を支えるために、コンテンツ利用補助などの学習支援事業を継続するとともに、学習用IT機器購入の助成を新設いたします。また、副食給食費の助成を拡充するとともに、路線バス補助やタクシー補助などを継続し、教育環境の構築に取り組んでまいります。

あわせて、「中高一貫教育協議会」に新たに専門部会をつくり、志願者の確保とよりよい教育環境につながるよう支援してまいります。

3つ目は、「教職員の働き方改革」についてであります。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、県並びに市町村教育委員会には、教員の業務量の適切な管理と健康と福祉を確保するための計画の策定・公表並びに実施状況の公表が義務づけられました。

健康で働きがいのある職場づくりに向けて「軽米町教職員働き方改革プラン」を改定し、令和8年度から勤務状況のデータを基に、教育委員会や学校の取組を進め、今以上に児童生徒に寄り添える職場環境を目指します。

次に、生涯スポーツの振興についてであります。

町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むことができるよう、スポーツ活動の活性化とスポーツ施設の利用促進に努めてまいります。

スポーツ活動の活性化については、芝桜スポーツフェスティバルや、かるまい・スポーツフェスタなど、各種団体が主催するスポーツ活動を支援し、競技力の向上と共に底辺の拡大を図ってまいります。

また、軽米町スポーツ協会やスポーツ少年団などへの支援を継続し、各団体の活動強化を図ってまいります。

スポーツ施設の整備については、ハートフル・スポーツランド等、町内の各施設の環境を整え、健康維持のための運動ができるよう整備を計画的に進めてまいります。

次に、多様で個性ある文化の創造についてであります。

芸術文化の振興につきましては、町民の芸術文化活動の成果を発表する機会として、町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルなどを各団体と共同開催し、芸術文化の振興を図ってまいります。

郷土芸能については、貴重な文化遺産と位置づけ、その活動や後継者の確保など継続した支援により保存に努めてまいります。

次に、文化遺産の保存と伝承についてありますが、町内の有形・無形文化財等、適切な調査と記録、保存に努め、広く町民に公開する機会をつくるよう努めてまい

ります。

以上、令和8年度の教育行政の基本的な考え方と方向性について申し上げました。町民各位のご理解とご協力をいただきながら誠心誠意取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） これで教育行政方針演述が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開いたします。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

同意案第1号について提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由の説明を申し上げます。

同意案第1号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるものでございます。

令和8年3月31日の任期満了に伴い、再任の委員として川原木純二氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。

川原木氏の経歴でございますが、昭和34年のお生まれで、昭和57年4月から令和5年3月まで町職員として長く行政に携わり、その間健康福祉課長、地域整備課長等を歴任されております。固定資産評価審査委員会の委員といたしましては、令和7年3月から、前委員が急逝されたことによる残任期間を担われており、その職責を誠実に果たされているところでございます。引き続き同委員をお願いすることで、これまでの経験と知識を最大限に生かされ、町の貴重な財源である固定資産評価に公正、公平なご意見をいただけるものと判断いたしまして、ご提案申し上げます。なお、任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

同意案第1号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

諮問第1号は、令和8年6月30日の任期満了に伴い、再任の委員を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。諮問第1号は、軽米町大字上館、村上重雄氏を人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

村上氏は、昭和29年のお生まれで、昭和48年に岩手県立軽米高等学校を卒業後、民間企業に勤められた後、昭和52年より岩手県たばこ耕作組合に勤務され、二戸支所長、事業課長、総務部長などを歴任され、再任用を経て平成30年に退職されております。また、その後は八戸市の民間の病院に嘱託事務員として現在まで勤務されており、広い分野に精通されている方でございます。地域におきましては、行政連絡区長のほか、軽米小学校スクールガード、軽米町社会福祉協議会評議員を務めるなど地域社会のためにご尽力いただいております。住民からの信望も厚く、人権擁護委員として活動していただけるにふさわしい方であり、人権擁護委員としては、平成29年から現在まで3期9年にわたり、地域住民の身近な相談相手とし

て積極的に活動していただいております。これまでの経験を生かされ、今後も人権擁護委員として幅広く活動いただけるものと確信し、推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

諮問第1号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、適任と認め、答申することに決定しました。

---

◎議案第1号から議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第7、議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第21、議案第15号 令和8年度軽米町下水道事業会計予算の合わせて15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて、議案第4号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例、議案第7号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第9号）及び議案第11号 令和8年度軽米町一般会計予算の4件について、総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第1号、議案第4号、議案第7号及び議案第11号の4件について提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、令和7年度軽米町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことについて、同条第3項の規

定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

本件は、去る令和8年1月23日の衆議院解散に伴い急遽執行されることになりました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、緊急に予算の措置を講ずる必要が生じたため、1月23日に専決処分を行ったものでございます。

予算書を御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,572万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ78億355万4,000円としたものでございます。内容につきましては、衆議院議員総選挙の執行に要する報酬、職員人件費、業務委託料、備品購入費など1,572万3,000円を計上しております。

当該執行に要する経費は、システム購入費の一部を除き全額国費負担となることから、歳入予算の県支出金に1,483万3,000円を計上し、不足する89万円は財政調整基金繰入金により調整しております。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第4号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正により行政手続法が改正されたことに伴い、本町の条例についても同様の措置を講ずるものであります。町が行政処分を行う際の手続の一部をデジタル化し、いつでも、どこでも情報を確認できるようにするものでございます。

具体的には、行政が不利益処分である許可の取消しなどを行う前には、対象者に意見を述べる機会を与える聴聞などの通知を行う必要があります。対象者の所在が不明な場合、これまでは庁舎の前の掲示場に書面を貼り出す公示送達を行ってまいりましたが、今後はこれに加え、町のホームページ上でも閲覧可能とするものでございます。インターネットを利用することで、わざわざ庁舎まで足を運ぶ必要はなく、パソコンやスマートフォンから内容を確認できるようになり、利用者の利便性が向上いたします。

一方で、デジタル機器の操作に不慣れな方への配慮、デジタルディバイド対策として従来の掲示場の貼り出しも継続して行い、情報の受取手に不利益が生じないよう万全を期してまいります。

本条例は、令和8年5月21日から施行するものでございます。

次に、議案第7号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。予算書を御覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,159万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,195万7,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、5ページを御覧ください。御覧の第2表、繰越明許

費のとおり、国の令和7年度物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金等を活用して行います物価高騰対策支援事業等を含めました6事業、災害復旧事業2事業、そのほか4事業の合わせて12の事業について、年度内にその事業が完了しない見込みであることから、令和8年度に繰り越しして使用するため設定するものでございます。

次に、地方債の補正につきましては6ページを御覧ください。御覧の第3表、地方債補正のとおり、事業費及び借入額の確定等により限度額を変更するものでございます。

過疎対策事業につきましては、事業費の確定等による減額のほか、野場地区消防団拠点施設整備事業を追加し、限度額を2,670万円増額するものです。そのほか、緊急自然災害防止対策事業では50万円の増額、公共施設等適正管理推進事業では事業費確定に伴い710万円を減額するものでございます。

次に、議案第11号 令和8年度軽米町一般会計予算についてご説明申し上げます。内容につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,500万円と定め、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書に記載のとおりとするものでございます。

議案第4号、議案第7号及び議案第11号の合わせて3議案について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第2号 軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて及び議案第3号 公の施設（八戸市自家用有償バス）の区域外設置及び軽米町民の利用に関し議決を求めることについての2件について、政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

- 政策推進課長（野中孝博君） 議案第2号及び議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決をお願いするものであります。令和3年4月に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域に指定された市町村は議会の議決を経て、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、目標等について定める過疎地域持続的発展計画を定めることができるとされております。

本町の現行の過疎地域持続的発展計画については、令和3年度から令和7年度までの5か年計画となっており、今年度が最終年度となっております。そのため令和8年度から令和12年度までを期間とする新たな軽米町過疎地域持続的発展計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

計画の内容は、人口減少や少子高齢化が進む本町において、移住・定住、産業の振興、生活環境の整備、子育て環境、医療、福祉、教育などの各分野における現状と課題、今後取り組むべき内容などを記載したものとなっております。本計画を策定することで過疎対策事業債など国からの有利な財源の活用が可能となり、本計画に基づいた総合的な対策を通じて持続的発展を目指すものであります。

続いて、議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第3号は、公の施設（八戸市自家用有償バス）の区域外設置及び軽米町民の利用に関し、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

公の施設の名称は八戸市自家用有償バス、運行開始日は令和8年4月1日、運行路線の名称は八戸大野線、運行経路は起点の八戸市から階上町、当町の笹渡地区を経由し終点の洋野町大野までとなっております。

設置の目的は、バス運行路線市町住民の交通手段の確保を図るため、使用方法は八戸市が今後定める自家用有償旅客運送自動車条例等の定めるところによります。

このバス路線は、青森県八戸市から岩手県洋野町を結ぶ公益的路線となっており、長年通院、通学の足として利用されてきましたが、運行事業者が運転士不足等を理由に路線維持が困難となり、令和8年3月末をもって廃止したい旨の申出を受け、当町を含む沿線の八戸市、階上町、洋野町で協議検討を重ねてまいりました。

検討の結果、通学、通院の足の確保を第一に考え、八戸市がバスの運行主体となり、関係自治体で費用を負担し、バス路線を維持することにしました。

地方自治法244条の3第1項及び第2項の規定では、普通地方公共団体はその区域外に公の施設を設けることができることとなっており、八戸市が主体となり、公の施設であるバス運行事業を八戸市の区域外である階上町、当町、洋野町でも行い、そのバスを軽米町民等が利用する場合は、関係する自治体間で協議し、それぞれの議会での議決が必要であると定めております。

町といたしましては、令和8年4月以降も切れ目のない運行体制を確保し、町民の生活基盤を維持してまいりたいことから、本議案を提出するものであります。

以上、議案第2号及び議案第3号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 軽米町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第6号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例及び議案第8号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3件について、健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

- 健康福祉課長（竹澤泰司君） 議案第5号、議案第6号及び議案第8号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号は、軽米町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

内容でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、令和8年度から新たな給付制度により全国の自治体で実施されます。

乳児等通園支援事業の給付対象施設であることを確認する際の基準については、国の基準を基に条例で定めることが必要なことから、本条例を制定し、令和8年4月1日に施行するものでございます。

続きまして、議案第6号のご説明を申し上げます。議案第6号は、軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例でございます。

軽米町指定居宅介護支援事業所につきましては、平成12年の介護保険法施行に合わせ、居宅介護サービス事業所、訪問入浴介護、通所介護、訪問介護でございます、と併せて軽米町健康ふれあいセンター内に開設されたものでございます。

その後、民間事業者の参入等により当事業所の利用者数の減少、介護サービスに係る介護職員の安定的な人材確保が困難な状況から、令和4年度には訪問入浴介護、通所介護事業を廃止、令和5年4月には訪問介護事業所を軽米町社会福祉協議会に移管し、現在は居宅介護支援事業のみ実施している状況でございます。

居宅介護支援事業を担う民間の事業所は4か所までに広がっており、2024年の介護報酬改定により担当件数の上限が見直されたことで経営の安定が期待されるところです。運営に当たっては、法人内での業務統合や主任介護支援専門員の配置等、体制整備が進められております。

令和7年12月より当事業所の利用者はいない状況でございます。

他の事業所では担当人数の上限に達していない状況であり、居宅介護支援事業は民間事業所により充足されていることから、令和8年3月31日をもって当事業所を廃止しようとするものでございます。

議案第8号は、令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,127万4,000円とするものです。

補正予算の内容は、歳入予算のみの補正で、居宅介護サービス計画費収入の確定により205万1,000円を減額し、不足する財源について一般会計繰入金を205万1,000円増額するものです。

以上、議案第5号、議案第6号及び議案第8号の3議案について提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和8年度軽米町国民健康保険特別会計予算及び議案第13号 令和8年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の3件について、町民生活課長、輪達ひろか君。

〔町民生活課長 輪達ひろか君登壇〕

- 町民生活課長（輪達ひろか君） 議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ395万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億3,650万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料調定額の確定により、1目特別徴収保険料を811万5,000円減額し、2目普通徴収保険料を1,207万円増額とするものでございます。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。ただいま申し上げました歳入予算の保険料増額に伴い、395万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第12号 令和8年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,824万2,000円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案第13号 令和8年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,088万5,000円と定め、一時借入金につきましては議案書記載のとおりでございます。

議案第9号、議案第12号及び議案第13号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第10号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和8年度軽米町水道事業会計予算及び議案第15号 令和8年度軽米町下水道事業会計予算の3件について、地域整備課長併任水道事業所長、神久保恵蔵君。

〔地域整備課長併任水道事業所長 神久保恵蔵君登壇〕

- 地域整備課長併任水道事業所長（神久保恵蔵君） 議案第10号、議案第14号及び議案第15号の提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第10号の令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由についてご説明申し上げます。

補正予算書、1ページを御覧ください。第2条に掲げる資本的収入及び支出でございます。令和7年度水道事業会計予算、第4条本文括弧書中、不足する額2億7,477万4,000円を、不足する額2億5,070万7,000円に改め、収入

の第1款資本的収入を447万9,000円減額し、資本的収入の予定額を5,323万9,000円にするものでございます。

内容といたしまして、第1項の企業債490万円を増額し、第3項の補助金を937万9,000円減額するものです。これは、老朽管更新事業の事業費確定に伴う国庫補助金の減額でございます。

支出の第1款資本的支出の第1項建設改良費を2,854万6,000円減額し、資本的支出の予定額を3億394万6,000円にするものでございます。これは、水道管理システム構築業務を次年度以降に実施予定となったものの減額でございます。

第3条の債務負担行為については、水道施設台帳管理システム構築業務の期間、令和8年度から令和9年度まで、限度額1,760万円を設定していたものを解除するものでございます。これは、来年度以降に広域連携において整備し、有利な事業を活用して実施を検討するもので、他町村との導入を合わせるため債務負担行為を解除するものでございます。

第4条の企業債は、老朽管更新事業の限度額を2,490万円に補正するものでございます。これは、老朽管更新事業の事業費確定に伴い、企業債の限度額を補正するものでございます。

続きまして、議案第14号 令和8年度軽米町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページを御覧ください。第1条の総則のとおり、令和8年度軽米町水道事業会計の予算は次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務の予定量は、給水戸数2,388戸、年間総給水量55万7,720立方メートル、1日平均給水量は1,528立方メートル、主な建設改良事業は老朽管更新事業でございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入の水道事業収益を3億2,023万7,000円と改め、支出の水道事業費用を3億1,885万9,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を8,242万3,000円と定め、資本的支出を2億9,984万1,000円と定めるものでございます。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億1,741万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条の企業債は、老朽管更新事業に3,000万円の限度額を定めるものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,265万円を計上してございます。

第7条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を8,274万9,000円としてございます。

第8条のたな卸資産購入限度額は、794万1,000円と定めるものでございます。

最後に、議案第15号 令和8年度軽米町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページを御覧ください。第1条の総則のとおり、令和8年度軽米町下水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務の予定量は、汚水処理接続戸数は560戸、年間総排水量10万950立方メートル、1日平均排水量は300立方メートルでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入の下水道収益を1億3,846万7,000円と定め、支出の下水道事業費用を1億4,346万4,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を6,970万1,000円と定め、資本的支出を1億466万5,000円と定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,496万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、一時借入金は、限度額5,000万円と定めるものでございます。

第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用については、記載のとおり定めるものでございます。

第7条の議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費842万8,000円を計上してございます。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を5,027万3,000円としてございます。

以上、説明とさせていただきます。議案第10号、議案第14号、議案第15号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案15件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和8年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案15件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和8年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月2日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時41分）